

物品売買等の契約約款を 運用開始します!



- ◆ 事務の合理化のために、令和8年4月1日以降に入札公告等を行う、本庁で必要となる物品の調達案件において、契約約款を適用します。

案件	適用する約款
物品の購入	愛知県会計局調達課物品売買契約約款
物品の製造請負	愛知県会計局調達課物品製造請負契約約款
物品の購入 (単価契約)	愛知県会計局調達課物品売買(単価)契約約款

- ◆ 契約書を作成する案件、発注書兼納品確認書を用いる案件のいずれにおいても適用します。
- ◆ 契約書又は発注書兼納品確認書の書面中に、契約約款を適用する旨を明記し、各種約款の条項については、契約書への書面による添付を省略します。
- ◆ 約款の条項は以下のアドレスからご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/yakkan.html>



契約書作成の都度、内容をご確認いただく必要がなくなります



最新の条項は愛知県ホームページでご確認いただけます

Q & A



なぜ契約約款の運用を開始するのですか？



契約書等への条項の添付を省略することで、ペーパーレス化を推進します。また、契約書等を作成する都度、内容を確認する必要がなくなり、事務が合理化されます。



全ての契約に対し適用するのですか？



当面は、本庁で必要となる物品の調達案件に限定して適用します。

また、契約約款の条項によることができないような案件については、契約約款を適用せず、個別に条項を設定の上、契約を締結します。



契約約款の内容が変更されることはありますか？



法改正などに伴い、一部改正が行われる可能性があります。

なお、契約書等には、どの時点の約款を適用するかを明示します。そのため、契約締結後に一部改正が行われたとしても、その内容が遡及して適用されることはありません。